

令和8年度高知県産農産物及び農産物加工品輸出促進事業
委託業務仕様書

第1 業務の目的

県産農産物及び農産物加工品(以下、「県産農産物等」という)については、これまでシンガポールを中心に、また昨年度はマレーシアやタイにて輸出拡大に取り組んだ。本年度は、昨年度に引き続きマレーシアやタイでの取組を充実させるとともに、新たにアメリカ等の有望市場における県産農産物等の輸出可能性を検証する取組を立案、実施することで、県産農産物等の更なる輸出拡大につなげることを目的とする。

第2 業務の内容

(1)輸出関係者の県内招へい

県産農産物等に係る事業者が、輸出を開始したり、輸出販路を拡大するきっかけとするため、国内外の輸出関係者を県内に招へいすること。

①対象国 マレーシア、タイ

②実施場所 県内

③実施回数 各国1回以上

④対象品目

- ・農産物(ゆず、みょうが、にら、やっこねぎ、ししとう、ピーマン、ナス、みかん、メロン等)
- ・農産物加工品(ゆず加工品など県産農産物を使用したもの)
- ・玄米又は精米

⑤留意事項:

- ・対象品目は第2(1)④を参考に、招へい者のニーズや各国規制に応じて、発注者と受注者で改めて調整すること。
- ・各回で10品目程度の商品や生産地を紹介できる行程とすること。ただし、紹介の方法は問わない(個別訪問だけでなく、県内事業者を一カ所に集める、一部オンラインを活用する等も可能とする)。
- ・高知県の豊かな自然や文化とともに、県産農産物等の特徴や魅力、食べ方などを海外の人に理解してもらえるような内容とすること。
- ・招へい時に商談の機会を設ける、又は、招へい後に各国現地で高知県フェアが開催できるよう企画調整する等、参加する県内事業者の今後の輸出拡大につながる工夫を行うこと
- ・招へいする人数や参集範囲は問わない。対象国での輸出につながると考えられる場合は国内輸出商社等の招へいも認める。
- ・事業完了時点で2カ国合計2件以上の成約実績につなげるよう取り組むこと。
- ・参加した県内事業者からの要望に応じ、事業完了時点まで個別フォローアップを行うこと。

(2) 新たな国への輸出可能性調査

第2(1)で取り組むマレーシア、タイ以外の国において、対象国現地の実需者に対し、県産農産物等の評価や受け入れられやすい市場や販売方法等を調査すること。

①対象国 アメリカ合衆国は必須とし、合計で2か国以上とする(もう1か国は任意)

②対象品目

- ・農産物(ゆず、みょうが、にら、やっこねぎ、ししとう、ピーマン、ナス、みかん、メロン等)
- ・農産物加工品(ゆず加工品など県産農産物を使用したもの)
- ・玄米又は精米

③調査対象 量販店(一般消費者向け)及び飲食店(業務向け)等、現地実需者2業種以上

④留意事項

- ・対象品目は第2(2)②を参考に、対象国現地実需者のニーズや各国規制に応じて、発注者と受注者で改めて調整すること。
- ・当調査は当年度以降、調査対象国で県内事業者が具体的な商談を行うための事前調査として行う。

(3) 青果物輸出にかかるセミナーの実施

これまで輸出にあまり馴染みのなかった県産農産物等に係る県内事業者にも販売先の1つとして輸出に興味を持ってもらうため、青果物輸出に関するセミナーを実施すること。

①実施場所 県内

②実施回数 1回以上

③対象品目 農産物又は農産物加工品

④留意事項

- ・内容や対象国に特に定めはないが、別紙1「令和7年度実施セミナー概要」と講師が重複しないこと、当業務で行う他の取組との相乗効果を期待できる内容が望ましい。

第3 実施体制

本業務が円滑に実施できる人員及び体制を確保し、責任者を明確にするとともに、取組状況について県と共有すること。

第4 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日までとする。

第5 業務遂行に当たっての留意事項

- (1) 別紙2「高知県の青果物カレンダー」や別紙3「諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧」を参考に、最も効果的な実施時期や品目を選定すること。
- (2) 一過性の話題づくりとなるような取組ではなく、今後県内事業者が輸出取引を円滑に進められるよう、現地関係者との関係づくりや、流通ルート(輸出業者、輸入業者等)等を考慮した

上で立案、実施を行うこと。

- (3) 対象国現地側との調整だけでなく、県内で輸出を希望する事業者との調整、連絡、問合せへの対応等も行うこと。
- (4) 仕様書の内容については、候補者との交渉により、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (5) 本業務の達成に必要な一切の経費は受注者の負担とする。ただし、当業務内で発生する県内事業者のサンプル費用やその輸送費及び旅費は、参加事業者の自己負担とする。
- (6) 本業務の達成に必要な県内産地や事業者等について、発注者から受注者に紹介することができる。受注者は、これらの情報を活用し発注者と十分な調整を行いながら、本業務を円滑に遂行すること。
- (7) 本業務を円滑に遂行するため、発注者は受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (8) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

対面開催

別紙1 令和7年度実施セミナー概要

はじめての青果物輸出に向けた セミナー&意見交換会

高知県では、これまで輸出にあまり馴染みのなかった方々にも販売先の1つとして輸出に興味を持ってもらうため、青果物輸出に関するセミナー&意見交換会を対面開催します。
輸出に繋がる機会となりますので是非ご参加ください！

日時

2025年 **10月29日**(水)

12:30開場 13:00イベント開始



会場

高知県農業技術センター 3階会議室
高知県南国市廿枝1100

申込
(必須)

<https://www.secure-cloud.jp/sf/business/1753838332HhNDRIFh>

10/15(水)✕



セミナー

13:00~14:30

生産者/輸出商社等による最新の輸出取組事例の紹介等

- ・高知県青果物輸出の取組全体像・青果物輸出のポイント(・アクセント)
- ・東南アジアを中心としたマーケットでの取組み、輸出先進事例の共有(輸出商社・先進生産者)

意見交換会

14:45~16:00

少人数グループを作り、輸出に向けた意見交換

- ・輸出商社+複数生産者様でグループを作らせていただき、生産者様による商品の紹介や、現地市場開拓等についての意見交換を行います(参加予定の輸出商社様は次ページ参照)
- ・申込内容をもとに、グループ編成はバイヤー・事務局協議の上、事前に決定させていただきます。予めご了承ください。

主催:



高知県
Kochi Prefecture



協力:

accenture

(農業振興部農産物マーケティング戦略課)

対象品目

温州みかん・イチゴ・メロン・みょうが・ししとう・ピーマン・しょうが等の青果物又はその加工品
(これ以外の青果物に関する参加ももちろんOKです)

セミナー登壇者概要(予定)

県としての取組の全体像・方向性	
高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課(主催)	
青果物輸出のポイント	
アクセンチュア(事務局)	
東南アジアを中心とした海外マーケットでの取組・輸出取組紹介(生産者・輸出商社)	
ベジ庵 (シンガポール/小売・飲食店)	シンガポール現地でプラントベースフード(植物性食品)とヴィーガンライフスタイルの普及を目指した飲食店を展開。日本産農産物も輸入し、日本産の魅力を伝える活動もしている。
バンチューン (シンガポール/輸入商社)	シンガポールの大手輸入業者・卸であり、現地の大手小売・EC・レストラン・ホテル等への流通を行っている。アジアや欧米をはじめとする国々から、高品質な青果や加工品等の幅広い商材の調達を行っている。
A TRA-DE (岡山県/輸出商社)	岡山県の輸出商社・卸であり、国内外の卸売・小売を展開し、特に台湾・タイ向けの農産物輸出に注力している。地域活性化と一次産業の地位向上を目指している。

意見交換会 参加商社(予定)

事業者名	輸出先国
バンチューン (シンガポール/輸入商社)	シンガポール
A TRA-DE (岡山県/輸出商社)	台湾・タイ・UAE・香港・カンボジア・マレーシア・シンガポール

注) セミナー登壇者及び意見交換会参加商社等については、都合により変更となる場合がありますので予めご了承願います。

【問合せ先】

高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課

受付時間：平日8:30～17:15

担当：中村・北村

TEL：088-821-4806

メール：160701@ken.pref.kochi.lg.jp

